

須坂市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領

（趣旨）

第1 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、須坂市が発注する建設工事に関して競争入札を実施する場合に価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関し必要な事項を定める。

（対象工事）

第2 総合評価落札方式（特別簡易型）の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事のうち、須坂市建設工事等指名業者選定委員会（須坂市建設工事等入札制度合理化対策要綱第16に規定する委員会をいう。以下「選定委員会」という。）が選定したものである。

- (1) 入札者の工事成績、工事实績、技術者の能力、社会貢献等（以下「工事成績等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当とされるもの
- (2) その他必要と認めるもの

（総合評価の方法）

第3 総合評価落札方式で定める評価は、次の各号の規定による。

- (1) 総合評価点：価格点と価格以外の評価点を総合した評価点
- (2) 価格点：入札価格に基づいて算定した評価点
- (3) 価格以外の評価点：入札者の工事成績等から算定した評価点

2 前項各号の評価点は、別記に定める「総合評価点算定基準」に基づき市長が配点するものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第4 市長は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- (1) 総合評価落札方式により落札者決定基準を定めようとするとき。
- (2) 前号の規定による意見聴取の際に、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするとき。

2 学識経験者の意見聴取については、長野県総合評価事業審査会（以下「審査会」という。）に代行審査を依頼することができる。

（落札者決定基準）

第5 市長は、第4の規定による学識経験者の意見聴取の結果を踏まえ、選定委員会の審議を経て、落札者決定基準を決定するものとする。

(入札参加者への周知)

第6 市長は、総合評価落札方式を実施するときは、次の各号に掲げる事項を入札公告又は指名通知書により周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 総合評価の落札者決定基準（評価項目及び配点）に関すること。
- (3) 価格以外の評価点申請時、入札時又は落札候補者資格審査時に提出が必要な資料に関すること。
- (4) 落札者決定方法に関すること。
- (5) 価格以外の評価結果の公表に関すること。
- (6) 評価結果に対する疑義照会に関すること。

(価格以外の評価点申請書の提出)

第7 入札参加者は、価格以外の評価点申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を指定された期間内に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出しない者は、入札に参加できない。

(価格以外の評価点の決定)

第8 価格以外の評価点は、入札参加者から提出される申請書に基づき採点し、市長が決定するものとする。

(価格以外の評価点の公表及び疑義照会)

第9 市長は、第8の規定により決定した価格以外の評価点については、総合評価落札方式に関する評価調書（様式第2号）を作成し公表するものとする。

2 入札者は、前項により公表された日の翌日から2日以内（閉庁日を含まない。）に、自らの価格以外の評価点について、文書により疑義の照会をすることができるものとする。

3 市長は、前項による疑義の照会があった場合は、文書により回答するものとする。この場合において、価格以外の評価点を修正した場合は、修正内容について公表するものとする。

(落札者の決定方法)

第10 総合評価落札方式で定める落札決定の方法は次の各号の規定による。

(1) 入札は、価格以外の評価点が集計した後に行い、集計結果の公表は開札後に行う。

(2) 入札者のうち、次の要件のいずれも満たす者を対象に総合評価を行う。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内の入札者

イ 本市の低入札価格調査制度に基づく失格基準価格未満により失格とならない者

(3) 落札候補者は、総合評価点の最も高い者とする。ただし、同点の場合は当該入札者全員について、入札参加資格要件の確認を行い、当該要件を満たしている者が2者以上あ

る場合は、日時、場所を連絡の上、くじ引きにより決定するものとする。この場合において、当該入札者が出席できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

- (4) 落札候補者に対し入札参加資格確認書類及び工事成績等の評価項目算定資料の確認書類（様式第3号。以下「確認書類」という。）の提出を求めるものとする。
- (5) 落札候補者は確認書類の提出を求められた日又は翌日（閉庁日を含まない。）までに持参により提出するものとする。
- (6) 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認書類を提出しないときは、当該落札候補者は失格とする。
- (7) 落札候補者が入札公告又は指名通知書に示す入札参加要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、当該要件等を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。落札候補者が当該要件等を満たしていない場合は、次に総合評価点が高い者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。
- (8) 市長は、落札候補者を決定後、価格以外の評価点の相違が判明し、総合評価点による順位が入れ替わる場合は、これを取り消すものとする。

（契約の解除）

第 11 市長は、総合評価に関して提出された資料の虚偽記載等、悪質な行為があったと確認された場合は、契約を解除しなければならない。

（委任）

第 12 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。